

三豊市共同募金委員会助成基準

三豊市共同募金委員会（以下「委員会」という。）の共同募金の助成事業は、助成実施要項に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

I 地域福祉推進事業

1 目的

地域福祉活動計画等に基づき、三豊市社会福祉協議会が行う地域福祉の活動事業の助成を行う。

2 助成対象団体

三豊市社会福祉協議会

3 助成対象事業

(1) 地域福祉活動計画等に基づき、実施される地域福祉活動事業

4 助成対象としない事業及び経費

(1) 交流会等の飲食経費

(2) 団体の運営費（人件費を含む）

(3) 第三者に助成又は委託する事業

ただし、小規模事業（事業費5万円以内）に対して、審査委員会の議を経て会長が認めた場合はこの限りではない。この場合、助成金の財源が共同募金であることの周知を行うこととする。

5 助成率

対象事業費の4分の3以内

6 助成限度額

一事業につき100万円以内

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

7 助成の制限

同一事業に対する継続助成は、原則として5年以内とする。

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

II 小地域福祉活動事業

1 目的

地域福祉活動計画等に基づき、地区社会福祉協議会や自治会等地域コミュニティ

組織等が行う小地域での福祉推進のための活動の助成を行う。

2 助成対象団体要件

- (1) 地区社会福祉協議会や自治会等地域コミュニティ組織等の法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること
- (2) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- (3) 自己財源が乏しく、助成を必要とすること
- (4) 助成事業について、共同募金事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

3 助成対象の欠格要件

- (1) 委員会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適切に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま、相当額の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年において、不適正な管理運営がなされていたもの

4 助成対象事業

地域福祉活動計画等に基づき、小地域での福祉推進のための活動事業。

- (1) 地域における地域福祉の推進に寄与する事業
- (2) 地域課題解決に向けた事業

5 助成対象としない事業及び経費

- (1) 交流会等の飲食経費
- (2) 団体の運営費（人件費を含む）
- (3) 第三者に助成又は委託する事業
- (4) 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- (5) 営利又は営利を目的とみなされる事業

6 助成率

対象事業の4分の3以内

7 助成限度額

一事業につき 20万円以内

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

8 助成の制限

同一事業に対する継続助成は、原則として3年以内とする。

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・

効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

Ⅲ 地域福祉活動支援事業

1 目的

地域福祉を目的として、三豊市の区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの活動事業の助成を行う。

2 助成対象団体要件

- (1) 三豊市の区域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること
- (2) 地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- (3) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- (4) 自己財源が乏しく、助成を必要とすること
- (5) 助成事業について共同募金事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

3 助成対象の欠格要件

- (1) 委員会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま、相当額の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年において不適正な管理運営がなされていたもの

4 助成対象事業

地域福祉の推進に寄与する事業

5 助成の対象としない事業及び経費

- (1) 交流会等の飲食経費
- (2) 団体の運営費（人件費を含む）
- (3) 第三者に助成又は委託する事業
- (4) 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- (5) 営利又は営利を目的とみなされる事業

6 助成率

対象事業費の4分の3以内

7 助成限度額

一事業につき 10万円以内

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

8 助成の制限

同一事業に対する助成は、原則3年以内とする。

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

附則

1. この基準は、平成24年4月1日から施行する。
2. この基準にかかわらず、平成23年度募金にかかる助成の取り扱いについては、従前の例による。